

# 令和4年3月制定県条例集

# 目次

①奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例	1
②奈良っ子はぐくみ条例	5
③地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例	11
④奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例	16

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十二号

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 奈良県地域福祉計画（第六条）

第三章 基本的施策（第七条―第九条）

第四章 その他の措置（第十条―第十二条）

附則

日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。

特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。

しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の分野ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。

このような状況を踏まえ、奈良県では、市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指すものである。

ここに、地域福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域福

社の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、県民が相互に尊重し合いながら、社会に参加し、支え合う地域福祉（地域における社会福祉をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに、地域福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図り、もって県民が相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地域生活課題 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四条第三項に規定する地域生活課題をいう。
- 二 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- 三 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

### (基本理念)

**第三条** 地域福祉の推進は、県民及びその世帯が、多様かつ複合的な要因により地域生活課題を抱え、必要とする支援等が多様化していることを踏まえ、県、市町村及び関係機関等がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、当該地域生活課題の把握を積極的に行い、必要な支援等を総合的かつ継続的に行うことにより、県民が地域社会において孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、及び共生する地域社会の実現に資するよう行わなければならない。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民及びその世帯が抱える地域生活課題に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、必要な地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

### (市町村及び関係機関等との連携及び協力)

**第五条** 県は、市町村及び関係機関等が地域福祉に関し重要な役割を有していることに

鑑み、地域福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。

- 2 県は、地域福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。

## 第二章 奈良県地域福祉計画

**第六条** 知事は、地域福祉の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画を定めるものとする。

## 第三章 基本的施策

(包括的な支援体制の整備の促進)

**第七条** 県は、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、次に掲げる体制の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 一 地域生活課題を抱える県民（他の県民及びその世帯の地域生活課題を把握した県民等を含む。）が、市町村及び関係機関等に対し、支援及び協力を求めることができる体制

- 二 市町村及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制

- 三 市町村及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする県民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制

- 四 県民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制

- 2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、前項の施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

**第八条** 県は、市町村及び関係機関等と連携し、地域福祉の推進を継続的に担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

**第九条** 県は、地域福祉の推進の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 その他の措置

(市町村地域福祉計画の策定支援)

**第十条** 県は、市町村が法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

**第十一条** 県は、地域福祉に関する施策の効果的な推進を図るため、市町村と協定を締結することができる。

2 県は、前項の規定により締結した協定に基づき市町村が実施する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

**第十二条** 県は、基本理念に基づき地域福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

奈良っ子はぐくみ条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十一号

奈良っ子はぐくみ条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条―第七条）

#### 第二章 基本的施策

第一節 子どもの健やかなはぐくみ（第八条―第十四条）

第二節 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援（第十五条・第十六条）

第三節 困難な状況にある子どもに対する支援（第十七条―第十九条）

第四節 子育て家庭に対する包括的な支援体制（第二十条）

第三章 その他の措置（第二十一条―第二十三条）

#### 附則

全ての子どもは、権利の主体であり、社会を構成する大切な一員である。また、一人一人違う個性を有し、未来を切り拓く<sup>ひら</sup>限りない可能性を秘めている。子どもは、社会における、多様な経験や様々な人との関わりを通じて、大人から守られているという安心感に包まれることで、自らを大切にされる存在であると感じるとともに、人を思いやる心を培い、安心して健やかに成長していく。

しかしながら、核家族化、地域における人間関係の希薄化等に伴い、子どもを見守る力が弱まっていることが、子育て家庭の孤立化及び子育てに関する不安又は負担の増大を招き、不適切な養育につながるなど、子どもが多くの大人から見守られ安全に安心して育つことができる環境が損なわれている。

このような状況に対処するため、私たちは、相互に連携し、協働して、かつ、社会全体で子どものはぐくみに取り組みなければならない。

ここに、本県で育つ全ての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携等並びに保護者、県民等及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての子どもが心身ともに健やかに成長することができるとして、社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。
- 二 はぐくみ 大切に守るとともに、心身を成長させることをいう。
- 三 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び関係団体等（子どもはぐくみに関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。）をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 五 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。
- 六 経済的に困窮している子育て家庭 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯であつて、要保護者に子どもを含むもの
  - イ 子どもの保護者が児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受けている家庭
  - ウ 子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による給付金の支給又は貸付金の貸付けを受けている家庭
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、県、市町村又は関係機関等から経済的支援その他の援助を受けている家庭

(基本理念)

**第三条** 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもの有する権利を十分に

尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。

二 科学的知見に基づき、子どもの個性、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拡げることができるよう取り組むこと。

三 多様な主体が相互に連携を図りながら協力することにより、子どもはぐくみを社会全体で支えること。

#### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

#### (市町村及び関係機関等との連携及び協力)

**第五条** 県は、子どもはぐくみに関する施策を最も適切な環境の下で推進するため、市町村及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする。

#### (保護者の役割)

**第六条** 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、必要に応じて県、市町村及び関係機関等による支援を活用しつつ、適切な環境において、愛情をもって子どもを養育するよう努めるものとする。

#### (県民等及び関係団体等の役割)

**第七条** 県民等及び関係団体等は、基本理念にのっとり、子どもはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### 第一節 子どもの健やかなはぐくみ

#### (乳幼児のはぐくみ)

**第八条** 県は、就学前の子どもの生活を取り巻く環境に応じて良質かつ適切な保育及び教育が提供されるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに地域の実情に応じた施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもが自己を大切な存在であると認識し、かつ、他者を尊重する精神を培うことができるよう、芸術、自然等に親しむ機会の提供、乳幼児期からの遊び及び運動の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (はぐくみの場の充実)

**第九条** 県は、子どもが地域において多様な経験を積み重ねることができるよう、文化

芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動その他の体験活動の機会及び他の世代との交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが地域において安全に安心して交流し、及び遊ぶことができる場所の確保、学習支援活動等の取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における多様な活動を通じたはぐくみ）

**第十条** 県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、食事の提供その他の地域における子どものはぐくみに関する活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相互に尊重し合う心を培うはぐくみ）

**第十一条** 県は、子どもが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合うことができるよう、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備、人材の育成、相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

（子どもの意見の尊重）

**第十二条** 県は、子どもの意見が年齢及び発達程度に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもの抱える不安が解消されるよう、市町村及び関係機関等が適切に連携し、子どもからの相談に対応するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（男性の育児参画の促進）

**第十三条** 県は、男性の育児参画を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、県民等に対する啓発、男性に対する必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（社会全体によるはぐくみ）

**第十四条** 県は、県民等及び関係団体等の自主的かつ積極的な子どものはぐくみを推進し、社会全体で子どものはぐくみに取り組む気運の醸成を図るため、市町村と連携し、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

（子育て家庭に対する経済的支援等）

**第十五条** 県は、経済的に困窮している子育て家庭の経済的な負担の軽減及び経済的自立を図るため、各種の給付金の支給、貸付金の貸付けその他の経済的支援、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済的に困窮している子育て家庭の保護者が安定した職業に就くことができよう、就業に関する相談、職業能力の開発及び向上の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(母子家庭等に対する生活上の支援)

**第十六条** 県は、母子家庭等の保護者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、市町村及び関係機関等と連携し、生活上の支援を行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、母子家庭等の子どもの健やかな成長に必要な養育に要する費用の支払並びに父又は母と子どもとの面会及びその他の交流が適切に実施されるよう、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三節 困難な状況にある子どもに対する支援

(体罰によらない子育ての推進)

**第十七条** 県は、体罰を加えることのない子育てを推進するため、市町村と連携し、県民等及び関係団体等に対する啓発、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童虐待の予防等)

**第十八条** 県は、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援に資するよう、保護者に対する指導、市町村及び児童相談所における相談支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置し、関係機関が速やかに情報の交換その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるとともに、市町村が協議会を設置する場合にあっては、その円滑な運営の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(社会的養護が必要な子どもはぐくみ)

**第十九条** 県は、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認

められる子どもの健やかな成長に資するよう、児童養護施設、里親等の役割に関する理解の促進、社会的養護を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四節 子育て家庭に対する包括的な支援体制

**第二十条** 県は、子育て家庭が抱える様々な課題について、その実情に即した解決を図るため、市町村及び関係機関等が、支援を必要とする子育て家庭に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 その他の措置

#### (実施計画の策定)

**第二十一条** 知事は、子どもはぐくみに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

#### (実施状況の公表)

**第二十二条** 知事は、毎年度一回、実施計画に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### (財政上の措置)

**第二十三条** 県は、基本理念に基づき子どもはぐくみに関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十三号

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十条）

第三章 その他の措置（第十一条―第十四条）

附則

日本におけるこれまでの雇用は、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、就業時間及び就業場所を硬直的に定め、事業者が人材を育成する、いわゆる日本型雇用の考え方や及び仕組みに基づき行われてきた。

日本型雇用は、高度経済成長を支えたが、労働者が自らのライフステージの変化、人生設計等に応じた形態で就労することや、離職した後に再び就労し活躍すること等、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率な使用の一因にもなってきた。また、近年では、人口の減少、少子高齢化、過疎化、情報化等の急激な進展に伴う雇用環境の変化も著しく、労働力の地域偏在に拍車がかかっている。

このような雇用情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、事業者が人材を育成する等の従来の日本型雇用から、地域において、人材を育成し、多様な人材が自らの適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用へ、これまでの雇用についての考え方や及び仕組みは変化しなければならない。

ここに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、本県における雇用に関する様々な施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携することにより、日本型雇用に代わる地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進するため、この条例を

制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に  
関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らか  
にするとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に  
関する施策の基本的な事項を定め、雇用についての考え方及び仕組みの革新を図るた  
め  
の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、多様な人材が希望に応じて就労す  
ることができるよう地域の雇用環境の整備を図り、もって地域経済の持続的な発展及  
び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

- 一 ライフステージ 結婚、育児、介護その他の個人を取り巻く環境に応じて変化す  
るそれぞれの人生の段階をいう。
- 二 リカレント教育 教育機関又は教育関係事業者（以下「教育機関等」という。）  
が提供する学び直しのための教育を受けること並びに職業訓練その他の職業能力を  
開発し、及び向上させるための教育を改めて受けることをいう。
- 三 実学教育 高等学校等における産業界との連携による実践的な教育をいう。
- 四 関係団体等 産業関係団体、金融関係団体、労働関係団体、社会福祉関係団体そ  
の他の求職者若しくは労働者又は事業者を支援する団体その他の関係者をいう。

### (基本理念)

**第三条** 地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策は、  
地域において、多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ラ  
イフステージ、生活様式等に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離  
職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、人口の減  
少、少子高齢化等の急激な進展に伴う我が国の雇用情勢の変化に適切に対応し、これ  
までの雇用についての考え方及び仕組みを変化させ、地域経済の持続的な発展並びに  
県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、推進しなければならない。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（事業者の役割）

**第五条** 事業者は、基本理念にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援についての理解を深めるとともに、従業員の募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上、リカレント教育の機会を提供する教育機関等との連携及び協力その他の多様な人材がその有する能力を有効に発揮して活躍するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて働くことができるよう、多様な人材がそれぞれの特性に応じた働き方を実現することができる職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する支援その他の再就職に関する支援を行うことにより、その職業及び生活の安定を図るよう努めるものとする。

4 事業者は、基本理念にのっとり、実学教育を行う高等学校等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（関係団体等の役割）

**第六条** 関係団体等は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村と連携して地域における多様な人材の育成並びにその希望に応じた就労の促進及び再就職の支援に努めるものとする。

（県民の役割）

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、地域におけるリカレント教育等による職業能力の開発及び向上、就労並びに再就職の重要性についての理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

**第二章** 基本的施策

（地域における多様な人材の育成）

**第八条** 県は、多様な人材が職業に対する興味を養い、かつ、理解を深めることができるよう、学齢期からその発達段階に応じて、幅広い分野の職業に触れる機会及び就労に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、多様な人材の職業能力の開発及び向上を図るため、実学教育の内容の充実、リカレント教育の機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、地域における人材の不足を解消するため、関係団体等と連携し、人材が不足する産業分野並びに新たな産業及び技術を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における就労の促進)

**第九条** 県は、多様な人材が自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて主体的な職業選択を行うことができるよう、実習、就労体験等の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域における多様な人材の就労を促進するため、それぞれの希望、地域の実情等に応じて、就労並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、就労のあつせん並びに職場への定着までの支援を一体的に実施するための体制の充実を図るものとする。

3 県は、多様な人材が円滑に就労を進めるために生活上の支援の必要があると認めるときは、市町村及び社会福祉協議会その他の生活支援を行う団体と連携し、相談、助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、事業者における多様な人材の適正かつ円滑な雇用を促進するため、多様な人材の特性に応じた活用、労働環境の整備等のための施策を推進するとともに、事業者に対する相談、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

5 県は、多様な人材が生活との調和を保ちつつ自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じてその能力を有効に発揮して活躍することができるよう、テレワークその他の柔軟な働き方を実現するための環境の整備の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における再就職の支援)

**第十条** 県は、地域において多様な人材が再就職することができるよう、それぞれの離職に至った事情、能力、経験等を踏まえて、再就職並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、再就職のあつせんその他の支援を行うものとする。

2 県は、地域において多様な人材が円滑に再就職することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 その他の措置

(国、市町村及び関係団体等との連携及び協力)

**第十一条** 県は、前章に定める地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策の推進に当たっては、国、市町村及び関係団体等と連携し、及び協力するものとする。

（協議の場の設置）

**第十二条** 県は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けるものとする。

2 県は、前項の協議の場において、地域における雇用に関する情報を共有するとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援が地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するとの認識を共有するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

**第十三条** 県は、基本理念に基づき地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（実施状況の公表）

**第十四条** 知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十号

奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例

奈良県の南部・東部地域は、美しい自然及び景観、豊かな歴史文化等、国内外に誇る魅力ある地域であるとともに、食料、木材、水及びエネルギーの安定的な供給、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、本県が誇る魅力ある生活文化及び歴史文化の継承、県土全体における水害等の自然災害の発生防止、健全な水循環の維持等の重要な役割を担う地域である。

また、奈良県の発展は、南部・東部地域に支えられてきた歴史があり、今後も、南部・東部地域の持続的発展は、県全体の発展のためにも必要不可欠なものである。

しかしながら、南部・東部地域は、若年層の流出による人口の減少及び少子高齢化の進展が他の地域と比較して著しく、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で解決すべき課題を抱えている。

このような状況に対処するためには、南部・東部地域において、県民生活を支える森林環境の維持向上及び水資源の保全を図りつつ、地域資源の活用による人々の交流の拡大、経済の好循環及び脱炭素社会を実現し、持続可能な地域社会を形成していくことを県民共通の目標として、県、市町村、県民等が相互に協力し、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、南部・東部地域の振興に取り組んでいかなければならない。

ここに、県と市町村との協働による南部・東部地域の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、南部・東部地域の振興に関し、基本理念を定め、県と南部・東部市町村との協働等、県の責務並びに県民及び関係事業者の役割を明らかにするとともに、南部・東部地域の振興に関する施策の基本となる事項等を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、南部・東部地域の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 南部・東部地域 南部・東部市町村が管轄する地域をいう。
- 二 南部・東部市町村 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村及び御杖村、高市郡高取町及び明日香村並びに吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村をいう。
- 三 関係市町村 南部・東部市町村以外の県内の市町村であつて、南部・東部地域の振興に関係するものをいう。
- 四 関係事業者 南部・東部地域の振興に関する事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

**第三条** 南部・東部地域の振興は、本県において南部・東部地域が果たす役割の重要性を踏まえ、県、南部・東部市町村及び関係市町村、県民並びに関係事業者が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、南部・東部地域における産業の振興、雇用の創出、生活環境の確保及び充実等を図り、これらの目的に沿う拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に取り組むことにより、南部・東部地域の人口の社会減少（人口の流出数が流入数を上回ることをいう。）を抑制し、持続的発展を図ることを旨として、行わなければならない。

(南部・東部市町村との協働及び関係市町村との連携)

**第四条** 県と南部・東部市町村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）

（にのっとり、南部・東部地域の振興について、共通の目標を定め、協働して施策を推進するものとする。

2 県は、南部・東部市町村とともに、必要に応じて関係市町村と連携して、南部・東部地域の振興に関する施策を推進するものとする。

3 前二項の規定による協働又は連携は、それぞれの主体的取組を尊重して推進するものとする。

(協議の場の設置)

**第五条** 県は、県と南部・東部市町村が協働して実施する施策を効果的に推進するため、南部・東部市町村との協議の場を設けるものとする。

(県の責務)

**第六条** 県は、基本理念にのっとり、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、南部・東部地域がこれまで県の発展に果たしてきた役割、南部・東部地域の現状及び南部・東部地域の振興に関する施策の重要性について、県民の関心及び理解を深める取組を推進するものとする。

(県民及び関係事業者の役割)

**第七条** 県民及び関係事業者は、基本理念にのっとり、南部・東部地域についての関心及び理解を深めるとともに、南部・東部地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(南部・東部地域の振興に関する基本計画)

**第八条** 知事は、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、南部・東部地域の現状及び課題を踏まえ、南部・東部地域の振興に関する主要な目標並びに産業の振興及び雇用の創出、住民の福祉の向上及び生活の安定、防災・減災対策の推進、魅力ある地域づくりの推進、デジタル社会の形成の推進等の基本的施策(以下「基本的施策」という。)について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、第五条の協議の場に諮り、当該場において聴取した南部・東部市町村の意見を踏まえるとともに、県民及び関係事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

**第九条** 県は、基本的施策の実施に当たっては、第五条の協議の場を活用する等により、南部・東部市町村との協働に資する措置を講ずるものとする。

2 県は、基本的施策の実施に当たっては、基本的施策の分野ごとに、拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に配慮しなければならない。

(南部・東部市町村に対する支援)

**第十条** 県は、南部・東部市町村が実施する南部・東部地域の振興に関する施策を支援

するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

**第十一条** 県は、基本理念に基づき南部・東部地域の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第八条の基本計画を定めるまでの間は、この条例の施行の際現に定められている南部・東部地域の振興に関する県の基本的な計画であつて、南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、同条の規定により定められた基本計画とみなす。